

平成 30 年（ワ）第 164 号等 国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外 32 名

被告 国

証 拠 説 明 書 （甲 1 3 ～ 1 9 号証）

2 0 2 0 （令和 2）年 1 月 2 4 日

水戸地方裁判所 民事第 1 部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 坂 本 博 之
同 弁護士 大 木 一 俊
同 弁護士 只 野 靖
外

甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
1 3	平成 2 7 年度若宮戸地区（上流）応急復旧工事完成図		平成 2 7 年 1 0 月	国土交通省下館河川事務所
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が若宮戸地区において本件水害後、土嚢を 3 段積みとし、土嚢全体を遮水シートで包んで一体化して、Y. P. 2 2. 2 m 強まで河川水の圧力に耐える構造・仕様の仮堤防を築したことを示すものである。本件水害前においても、このような構造の土嚢を積んでいれば、本件水害による溢水を防ぐことが可能であった。			
甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
1 4	鬼怒川堤防関連データ（平成 1 3 年度）		2 0 0 1 年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成 1 3 年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を 2 5 0 m 間隔で測量した結果を示すものである。距離標 2 5. 2 5 km の左岸は堤防がなく、砂丘林が堤防のような役割を果たしていた。この地点の堤防			

	高として記されている23.430mは、同地点の計画高水位22.350mより1m程度高く、砂丘林を堤防として扱っていることを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
15	鬼怒川堤防関連データ (平成23年度)		2011年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成23年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果を示すものである。距離標25.25kmの左岸は堤防がなく、砂丘林が堤防のような役割を果たしていた。この地点の堤防高として記されている23.250mは、同地点の計画高水位22.350mより1m程度高く、砂丘林を堤防として扱っていることを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
16	鬼怒川堤防関連データ (平成27年度)		2011年度	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が平成27年度に鬼怒川左岸右岸の堤防高を250m間隔で測量した結果を示すものである。距離標25.25kmの左岸は堤防がなく、堤防のような役割を果たしていた砂丘林が掘削された後の状態を示している。この地点の堤防高として記されている20.190mは、同地点の計画高水位22.350mより2m以上低くなっており、堤防として扱っていた砂丘林がなくなったことを示している。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
17	『実態的に堤防のような役割を果たしている地形の調査結果について<直轄管理区間>』		不明	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省が直轄管理河川について実態的に堤防のような役割を果たしている地形を調査した結果をまとめたものである。該当河川として7河川が取り上げられ、それぞれの調査結果が示されている。17～22頁が鬼怒川左岸25.5km付近の調査結果で、20頁の平面図3に			

	砂丘林（いわゆる自然堤防）が堤防のような役割を果たしている地形であったことが示されている。			
甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
18	国土交通省中部地方整備局の用語説明		不明	国土交通省中部地方整備局
	立 証 趣 旨			
	本書証は、河川法第6条第1項第1号～第3号が定める河川区域について国土交通省による用語説明を示したものである。第3号の河川区域として、堤防に隣接して堤防と同一の働きをしている土地（堤防に接している丘陵地や台地など）が河川区域になることを示している。			
甲号証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
19-1、19-2	治水地形分類図解説書		2015年8月	国土地理院防災地理課
	立 証 趣 旨			
	本書証は、国土交通省内の河川管理部門の基礎資料として作成されたものである。3頁に「砂丘」は、風によって運ばれた砂が堆積して比高2～3m程度以上の丘になった地形をいい、「砂州や砂堆」は波浪や沿岸流によって形成された地形をいう」と記されている。			